

# 事前確定届出給与について

原則、役員に賞与を支給しても、経費とはなりません。（経費とはなりません、賞与をもらった役員に対しては所得税・住民税が課税されます）

このような決まりが作られたのは、役員賞与を経費として無条件に認めてしまうと、決算直前で利益がでている場合に利益をそのまま、役員に賞与として支給することで利益調整ができてしまうためです。

とは言っても、役員に対する賞与がすべて経費として認められないかというと、そうではありません。

一定のルールを満たせば、経費とすることができます。

それが『事前確定届出給与』という制度です。

## ❗ 『事前確定届出給与』のルール

- ① 役員に対するボーナスの額・支払日を事前に確定
- ② 決められた届出期限までに所轄の税務署に届出書を提出
- ③ 事前に確定した支払日に、確定した金額を支払う

上記のように、『事前確定届出給与』は、日付も金額もその届け出通りに支給した場合に限って、経費として認める、という規定になっています。

※支払日が1日でもズレたり、支払金額が1円でも違う場合、「全額」経費とすることはできません。

### ① 役員に対するボーナスの額・支払日を事前に確定します

役員の賞与(ボーナス)は、株主総会で決定します。

通常の役員報酬も株主総会で決議しますが、その時に一緒に役員の賞与も決定します。

株主総会で役員賞与の支給額と支給日を決め、議事録として記録し「事前に確定」させます。

### ② 決められた届出期限までに届出書を提出します

「事前に確定」させた内容を、次のいずれか早い日までに『事前確定届出給与に関する届出書』と共に議事録を添付して所轄の税務署へ提出することになります。

(一般的には、①が期限となることが多いです)

- ① 株主総会の決議日から1カ月以内
- ② 決算日から4カ月以内



### ③ 事前に確定した支払日に、確定した金額を支払う

①で確定した支払日に、確定した支払額を、1日、1円もズレることなく支給します。  
(利益調整がしやすいように年1回、決算月の支給が良いと思われれます)

先に述べたように、『事前確定届出給与』は、支払日が1日でもズレたり、支払金額が1円でも違うと、経費とすることができませんが、利益が出なければ賞与を支給しないことは可能です。  
「ゼロ円」として支給しなければ損金にならない部分は発生しません。

しかし、事前確定届出給与を支給しないこととなった場合は、賞与辞退の申出書や一定の議事録等の作成が必要となります。  
(これらの書類を作成しない場合、もらっていない賞与に対して給与課税がされてしまいます)

### ❗ 事前確定届出給与にはメリットとデメリットがあります

#### (1) メリット

・利益調整ができます

予め、利益を予測し、その利益の範囲内で支給する賞与の額を届け出ることにより

法人税を節税することができます。(役員の方の所得税率 + 住民税率が法人税率より低い場合に有効です)

万が一、業績が悪化し、予測していたような利益が発生しない場合には、

役員賞与を支給しないこともできます。(一定の書類を作成すれば、ペナルティはありません)

#### (2) デメリット

・届出等の事務処理が増えます

・賞与に対して社会保険料が課されます

毎月の役員報酬で既に社会保険料の上限値に達している方は賞与分の社会保険料負担が増加します。

一つの目安として、年収750万円以上の役員の方は社会保険料の負担が増加する可能性が高いです。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。

